

令和 7 年 8 月

住宅リフォーム工事標準契約書式集をご購入の皆様へ

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

令和 7 年度版住宅リフォーム工事標準契約書の発売 及び価格改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、令和 6 年 6 月の建設業法改正、石綿障害予防規則の改正及びリフォーム工事に対する社会状況の変化等に対応するため、約款や契約書面を改訂し、令和 7 年度版住宅リフォーム工事標準契約書として発売する事になりました。

令和 7 年度版は契約書面の改訂として石綿障害予防規則の「解体等工事に係る事前調査説明書面」等を追加したことなどから、従来の用紙枚数やサイズでのご提供が困難となりました。また、近年の原材料価格の高騰も影響し、現行の価格を維持することが困難な状況となりました。

つきましては、令和 7 年度版住宅リフォーム工事標準契約書の発売より価格の改定を実施させていただきます。

何卒ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

記

令和 7 年度版発売日 令和 7 年 9 月 1 2 日

なお、9 月 1 2 日当協議会受付分より、価格改定を実施させていただきます。

名称	旧価格 (税込)	新価格 (税込)	備考
標準契約書	6 0 0 円	9 0 0 円	用紙サイズ：A 3→ 巻き 3 つ折 に変更になります 【構成書面】 ① 請負契約書（裏面約款付き） ② 解体等工事に係る事前調査説明書面 ③ 特定粉じん排出（石綿除去）等作業概要書面
注文書・請書 （50 万未満程度 かつ単一工事）※	6 0 0 円	9 0 0 円	2 枚複写 20 組（20 契約分）→ 6 枚複写（2 枚複写×3 種 1 組：10 契約分） に変更になります 【構成書面】 ① 注文書・請書（裏面約款付き） ② 解体等工事に係る事前調査説明書面 ③ 特定粉じん排出（石綿除去）等作業概要書面

※令和 7 年度版より、適用工事金額を引き下げました。

裏面もご覧ください

よくあるご質問

Q1 発売日以降、旧書式は使えなくなりますか。

A1 旧書式については、発売日以降あらたな法律改正や法施行等がなければ、当協議会が2025年1月14日に公表いたしました「住宅リフォーム標準契約約款の一部追記について」の別紙を追加で添付していただければ使う事ができます。

参考

[「住宅リフォーム標準契約約款の一部追記について」を公表いたしました。](#)

Q2 令和7年度版より、「注文書・請書」の適用工事金額が引き下がりました。理由を教えてください。

A2 「注文書・請書」は、注文書面及び請書面頭書部分「7. 内訳」に記載できる見積内容が「50万未満程度かつ単一工事」と当協議会では想定しているため、従前の想定工事金額から引き下げを行いました。「50万未満程度かつ単一工事」において頭書部分「7. 内訳」にすべての見積内容を記載できない場合は、別途作成した見積書を「注文書・請書」に添付していただきますようお願い致します。なお、当協議会としてはこの点も踏まえて「標準契約書」を使用することを推奨致します。

Q3 大規模リフォーム（建築基準法の大規模の修繕・模様替えにあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等）に令和7年度版の契約書は使えますか。

A3 使うことができます。本契約書はリフォーム工事全般について使用することを目的として作成しましたので使用することができます。

Q4 解体等に係る石綿使用に関する事前調査は令和に建てた住宅は対象外ではないのでしょうか。

A4 石綿の調査については、2021年（令和3年）4月1日以降、アスベストの事前調査が義務付けられ、調査結果を3年間保管しなければなりません。また、2022年（令和4年）4月1日以降においては、一部の案件においては調査結果の報告が義務付けられ、2023年（令和5年）10月1日以降は調査分析を有資格者にすることが義務付けられました。

建築物の解体・改修・リフォーム工事の全てが対象となっているため、令和元年以降の住宅も対象となります。

以上